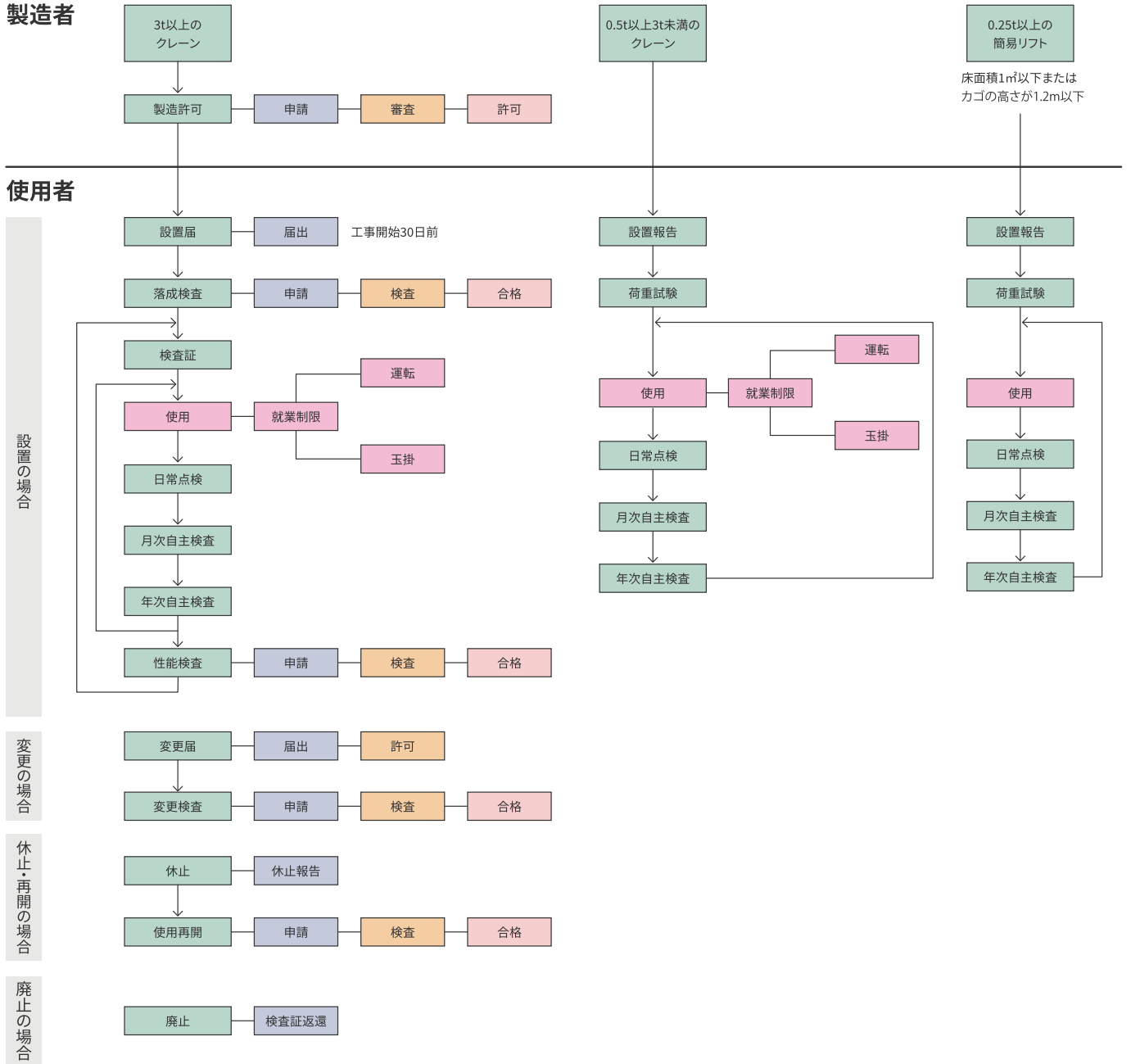


法的届出に関するフローチャート

電気ホイストをクレーンとしてお使いになる場合には「クレーン等安全規則」の適用を受け、あらかじめ所轄の労働基準監督署長への届け出が義務づけられています。また、クレーンの運転、あるいは玉掛けの業務に携わる方は、それぞれ定められた資格が必要です。



クレーン等の設置

	容量	製造者	使用者		
		製造許可	設置届	設置報告	保守の義務
クレーン	3t以上	○	○		○
	0.5t以上3t未満			○	○
簡易リフト	0.25t以上			○	○